第三十三条の次に次の一条を加える。

（第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知）

第三十三条の二　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備との接続に係る前条第四項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（第二種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知）

第三十四条の二　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備との接続に係る前条第三項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該第二種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならない。

第五十二条第一項中「第六十九条及び第七十条」を「第六十九条第一項及び第二項並びに第七十条第一項」に、「及び第六十九条」を「並びに第六十九条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「総務省令で定める」を加える。

第六十九条第一項及び第二項中「第五十二条第一項の」の下に「総務省令で定める」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、「従事する者は」の下に「、端末設備の設置の場所に立ち入るときは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定は、第五十二条第一項の規定により認可を受けた同項の総務省令で定める電気通信事業者について準用する。この場合において、前項中「総務省令で定める技術基準」とあるのは、「規定により認可を受けた技術的条件」と読み替えるものとする。

第七十条第一項第一号中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「前項第一号の」の下に「総務省令で定める」を、「検査について」の下に「、それぞれ」を加え、「及び第二項」を削り、「第五十二条第一項の」の下に「総務省令で定める」を加え、「「第七十条第一項第一号の」を「「次条第一項第一号の総務省令で定める」に改め、「同号の」の下に「規定により認可を受けた」を加え、「」と」を「次項において同じ。」と」に、同条第二項及び第三項中「第五十二条第一項」とあるのは「次条第一項第一号」と、同項中「同項」とあるのは「同号」と」に改める。

第二章第四節第二款を同節第三款とする。

第四十九条の次に次の款名を付する。

第二款　電気通信番号

第五十条の見出し中「基準」を「使用及び電気通信番号計画」に改め、同条第一項中「電気通信番号（電気通信事業者が」を削り、「送信」を「、送信」に、「との間を接続するために」を「とにあり、及びその間を接続する」に、「用いる」を「、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画（第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。）に従つて次条第一項又は第五十条の十一の指定があつた電気通信番号（総務大臣が定める」に、「用いて電気通信役務を提供する場合においては、その電気通信番号が総務省令で定める基準に適合するようにしなければ」に改め、同項ただし書中「電気通信番号については」を「番号、記号その他の符号を使用する場合は」に改め、同条第二項中「前項の基準」を「電気通信番号計画」に、「定められなければ」を「作成されなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十一の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。

一　次に掲げる電気通信番号の別

イ　利用者設備識別番号（利用者の端末設備（第五十二条第一項に規定する端末設備をいい、第七十条第一項に規定する自営電気通信設備を含む。以下このイ、第三号ロ及び次条第一項第二号において同じ。）を識別するために使用する電気通信番号をいい、利用者の端末設備を識別し、及び提供すべき電気通信役務の種類又は内容を識別するために使用する電気通信番号を含む。以下同じ。）

ロ　利用者設備識別番号以外の電気通信番号

二　当該電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容

三　次に掲げる条件その他の当該電気通信番号の使用に関する条件がある場合には、その内容

イ　重要通信の取扱いに関する条件

ロ　番号ポータビリティ（利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後において同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができることをいう。）に関する条件

ハ　使用の期限

第五十条の次に次の十一条を加える。

（電気通信番号使用計画の認定等）

第五十条の二　電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画（以下「電気通信番号使用計画」という。）を作成し、当該電気通信番号使用計画が第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の認定（当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。）を受けなければならない。

一　電気通信番号の使用に関する事項

二　付番（利用者の端末設備に使用されていない利用者設備識別番号を付することをいう。以下この号において同じ。）をする場合には、付番をしようとする利用者設備識別番号のほか、次に掲げる事項

イ　付番に関する事項

ロ　利用者設備識別番号の管理に関する事項

ハ　利用者設備識別番号に前条第二項第三号ロに掲げる条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項

三　前号ハに規定するもののほか、使用しようとする電気通信番号に前条第二項第三号に規定する条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2　前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　前号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3　総務大臣が第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について標準電気通信番号使用計画を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、電気通信事業者（次条各号のいずれかに該当するものを除く。）が、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成し、又は現に作成している電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載しているものを除く。）を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したときは、その電気通信番号使用計画については、それぞれ同項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなす。